

令和6年度 事業承継支援補助金

県内の中小企業の優れた技術を次世代に引き継ぎ、安定した雇用の場を確保するため、中小企業者が行う、専門家を活用した事業承継を支援します。

対象者

県内に本店または主たる事業所を有する中小企業者
(個人事業者の場合、栃木県内に住所を有すること)

※栃木県内の中小企業者をM&Aにより買収する場合に限り、栃木県外に本店を有する中小企業者も対象

補助対象経費

事業承継の実施に当たって、弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、中小企業診断士等の専門家に委託するために支払われた経費

専門家に委託する場合の経費例

- ・株価など企業価値の算定
- ・デューデリジェンス
- ・代表者の変更等に伴う登記手続き 等

補助率

補助対象として認められる経費の2分の1以内

補助限度額(予定)

50万円

募集期間(予定)

令和6年6月頃から11月頃まで



詳細が決まり次第、県ホームページ等で御案内いたします。

問い合わせ先: 栃木県 産業労働観光部 経営支援課 中小・小規模企業支援室
TEL : 028-623-3173